

# 令和5年度 事業計画 (案)

## 1 運営目標

- 福祉館利用者の増加と事業の充実を通して、人と人との交流拡大に努める。
  - 当館設立の経緯をふまえ、相談事業・来館者への接遇等について誠意を持ち、懐の深い対応に努めるとともに、交流事業等を通して福祉と人権の街づくり、地域共生社会の実現に寄与す
- 【キーワード】**
- 「考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心、未来へつなげよう違いを認め合う心」
- 利用者が気持ちよく利用できるよう館内外の環境整備に努める。
  - 節電、節水、裏面印刷の励行等、環境問題への対応を励行する。

## 2 事業計画

### (1) 福祉交流事業

- ① 生活、健康上の問題についての相談に応じ、関係諸機関との連携を図ることに努める。
- ② 区内の高齢化が進む中、館内の健康器具等の利用を通して、住民の健康管理や啓発に努める。
  - 町内会：施設や軽スポーツ用具等を提供するとともに、各種行事を支援する。
  - 老人会：場や用具の提供し、各種活動を支援する。
- ③ 親子教室、子育て支援の諸団体に協力し、館の利用拡大に努める。
- ④ 地域住民及び利用者の交流の場を設ける。

### (2) 相談事業

- 生活困窮者自立支援法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等を受け、より一層、相談事業への取り組みを強化していく。そのためには、館員の研修を充実させるとともに、カウンセリングマインドをモットーに相談に応じるように努める。
- ① これまでと同様、福祉相談、健康相談、生活相談、教育相談を実施する。
  - ② 生活相談については、増加の傾向が見られるが、当館だけでは対応できない内容の場合、福祉課、地域包括支援センター等の専門機関との連携を密にし、相談者と行政機関を繋ぐ役割を果たしていく。
  - ③ 人権に関わる問題については、どんなにささいな問題であっても、相談者の心の痛みを親身になって受け止め、対応方法を協議していく。その際、必要に応じて担当課職員や人権擁護委員、民生児童委員、人権啓発センター等への報告、連絡、相談を実施する。
  - ④ 教育相談について、不登校、発達の悩み等、その対応を積極的に行う。該当校とも連絡を密にする。

### (3) 文化事業

#### ① 教養講座の充実

年間の総実施回数 114 回を予定。(令和3年度は95回、令和4年度は106回)

- ・実施講座(8講座) 健康体操(23)、ペン習字(12)、料理(12)、台湾家庭料理(12)  
パソコン・スマホ(19)、大正琴(14)、絵手紙(10)、セルリンパ(12)\*6月開講

#### ② 図書コーナーの整備

- ・月刊誌『NHK きょうの健康』を定期購入し、地域住民、会館利用者の方々に健康管理について興味や関心を持っていただくとともに日常の福祉館利用を通して健康等についてコミュニケーションが図れる場としていきたい。

#### (4) 会館貸出事業

- ① 一般団体（有料）への貸し出し
- ② 島田市関係の公共団体等の利用を促進する。

#### (5) 広報活動

- 福祉館だよりの発行 月1回
- 福祉館だよりの町内への配付は各戸別に訪問配付を行う。
- 内 容 地域行事の紹介や生活関連情報の提供、人権に関する情報の発信 福祉館の行事予定、料理レシピ、防災情報、健康・保健・福祉情報 等
- 配布先 町内各戸、県内隣保館、県人権同和対策室、県教育委員会、学区小中学校、館運営審議会委員、教養講座講師、館利用団体、福祉課、館内配架

### 2 努力目標・課題

- 高齢者の生活実態や要望などをもとに、町内会と共に地域の諸課題について実態把握に努め、実態に基づいた改善方法を模索、試行する。（カラオケ（健康）サロン、GG、交流会）
- 月1回の福祉館だよりの配布時を利用して、高齢者や一人暮らしの方への声かけ等を積極的に行い、現状を確認し、把握するとともに様々な相談に応じる。必要により、本庁福祉課等、関連諸機関との連携を図ることに努める。
- 学習サポート事業『しまだっ子』会場設営・運営補助に努める。
- 不登校児童生徒の居場所づくり・学習支援に努める。
- 講座、利用団体の練習成果の発表の場の設定を検討し、新型コロナウイルス感染状況を配慮した上で実施する。
- 利用者にとって利用しやすい施設設備の改善に努める。
  - ・会館裏側駐車場の除草（将来的に舗装整備）

### 3 職員研修

- ・全国隣保館連絡協議会、静岡県隣保館連絡協議会主催等の研修会に参加し、館職員としての資質の向上に努める。
- ・番生寺会館との相互交流を深め、連携に努める。

### 4 運営審議会等

- ・年1回実施、館のあり方、運営についての審議

### 5 その他

- ・県指導調査（令和5年度実施予定）＊令和3年度調査では指摘事項なし
- ・備品検査（令和3年度実施）